お申込者ご了解事項
（婚礼宴会規約）

第1条　「お申込みとご契約」
披露宴のご予約をいただく場合は、申込書に必要事項をご記入の上、10万円をお申込金としてお預かりいたします。但し、お申込日にご入金されない場合は7日以内に当ホテルが指定する口座にご入金ください。ご入金無き場合本申込は効力が無くなりますのでご注意ください。
尚、お申込金は総費用の一部とさせて頂きますが、途中解約の場合はご返金いたしかねます。

第2条　「出席人数と最終確認」
ご披露宴開催日2日前の正午までに確定した人数より披露宴に出席されるお客様の人数が減少した場合であってもすでに発注、その他手配が完了しているもの（別注品含む）に関しては確定した人数分の料金を頂戴いたします。

第3条　「お客様による解約」
ご予約頂いたご披露宴の解約をなさる場合には、下記の解約料とそれまでに要した費用を申し受けます。
また別途締結いただいた個別契約に基づき解約費用を申し受けます。

解約日	解約料	解約日	解約料
ご披露宴お申込日～121日前	申込金全額	ご披露宴当日の30～10日前	申込金全額と見積金額の50％
ご披露宴当日の120～91日前	申込金全額と見積金額の10％	ご披露宴当日の9～前日	申込金全額と見積金額の80％
ご披露宴当日の90～61日前	申込金全額と見積金額の20％	ご披露宴当日	申込金全額と見積金額の100％
ご披露宴当日の60～31日前	申込金全額と見積金額の30％		

＊日程変更につきましても上記に準じますが、50日以内に変更日程が決定した場合は実費以外の解約料は免除させて頂きます。
　但し、再度解約の場合は当初の解約料と合算して、一括ご精算となります。

第4条　「ご婚礼代金のお支払い」
ご披露宴の最終確定金額は見積書に則り、披露宴開催日7日前までにご精算いただきます。お支払いに支障が生じた場合及び何らかの事由によりお支払いがご披露宴後になる場合は、連帯保証人として親御様の住所氏名、捺印をご結婚式・ご披露宴お申込書に頂戴いたします。尚、お支払いがご披露宴後になる場合及び、開催日当日に発生した追加料金につきましては請求書到着後14日以内にご精算願います。お支払いは現金またはクレジット一括払いのみとさせていただきます。

第5条　「見積金の定義」
解約料金及び精算時の算定は、最も新しい見積金額に準拠するものとします。

第6条　「指定業者のご利用及びお持ち込みの取り扱い」
挙式・披露宴に関する司会・衣裳・美容・写真・装花・余興・引出物・引菓子・演出・記録映像・印刷物等につきましては原則として当ホテルの指定業者に手配させて頂きます。尚、お客様がこれらの商品またはサービスを直接手配される場合には、当ホテルの承諾後、ご注文をお願いいたします。当ホテルが適切ではないと判断した場合、お持ち込みをお断りする場合がございます。
尚、これらを直接手配される場合には当ホテルが定める基準により、持込料を申し受けます。（保管料・立ち会い人件費等の経費を含む）
また、他のお客様にご迷惑を生じる可能性のある太鼓・ドラム等の楽器・バンド演奏・特殊音響等につきまして他宴会場の利用状況によりお断りさせて頂く事がございますので予めご了承ください。

第7条　「損害賠償」
お客様、お客様の関係者は当ホテルの施設、什器・備品等を破損破傷することの無いよう充分ご注意ください。
万一破損破傷が生じた場合は速やかに修理いただくか、その修理及び損害賠償をご負担いただきます。
尚、天災・その他当ホテルの責任に帰すことの出来ない事由により発生した解約に伴う損害賠償等、金銭の支払いはいたしかねます。また、お客様の管理下で発生した事故や盗難につきましては当ホテルは一切責任を負いません。

第8条　「音楽著作権」
披露宴でのBGM及び映像商品の取り扱いについて、当ホテルの商品・運用は著作権法に基づいてご案内しておりますので当ホテルからのご案内内容を遵守ください。

第9条　「禁止事項」
①盲導犬、介助犬、聴導犬を除く猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
②発火または引火性の物品などの危険物の持ち込み。
③悪臭を発する物の持込。　④賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様のご迷惑になるような言動。
⑤当ホテル備品等の移動。　⑥予約時の使用目的以外での使用。　⑦法令で禁止されている行為。

第10条　「食物アレルギー対応」
当ホテルではお客様が披露宴会場でのお食事をお楽しみいただけるよう以下の対応をいたしております。
使用する食材に含まれる特定原材料8品目（小麦・乳・卵・そば・落花生・エビ・カニ・くるみ）につきましては、製造元・販売元からの情報をもとに確認しております。全メニューを同一厨房内にて準備し、洗浄機器も同一のものを使用している為、調理過程においてアレルギー物質が微量に混入する可能性がございます。また、食器、調理器具は、他のお客様と共有しており、厨房内では表示にない他のアレルゲン食材を使用しています。
ご披露宴出席者の中に食物アレルギーをお持ちのお客様がいらっしゃいましたら、披露宴開催7日前の正午までにお知らせください。ご指定いただいた特定原材料を含まない低アレルゲンメニューをご提供いたします。

第11条　「個人情報の取り扱い」
ご予約いただいたお客様の個人情報は厳重かつ適正に管理いたします。また、以下の目的以外には利用いたしません。
①各種ご連絡及びイベント等に関する情報のお知らせ、アンケート等の送付
②衣裳、美容着付、写真、装花、招待状、引出物等、当ホテルと機密保持契約を締結している指定業者への連絡
③警察、税務署、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等
④One Harmony入会ご希望のお客様は個人情報がOne Harmony事務局へ提供されます。また、One Harmony事務局から各種ご案内をさせていただきます。
※尚、個人情報の取り扱いについての詳細はホテルホームページ「個人情報保護方針」をご確認ください。

第12条　「外部公開規制等」
契約内容にあたる見積情報や割引情報を含む契約の個別条件等を当ホテルの事前承諾を得ずに第三者へ開示（掲示板やソーシャルメディア、口コミサイト等への投稿を含みます）することはご遠慮ください。

第13条　「宴会場利用契約の拒否および解約」
当ホテルは次に定める場合において、宴会場利用契約の締結に応じないことがあります。また、既に契約締結済みであっても、上記第1条から第13条の規約に違反する場合、あるいはその恐れがある場合は披露宴を解約させていただく事がございます。
この場合は第3条「お客様による解約」に準ずる金額を請求いたします。
①本契約を締結する方、および披露宴列席者の中に次の事由に該当する方がいる場合。
　イ）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成4年3月1日施行）」による指定暴力団員および指定暴力団・指定暴力団関係企業および団体等またはその関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
　ロ）暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
　ハ）暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
　ニ）法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者
②当ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合もしくはその恐れがあると判断した場合。
③当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対し、暴力・恐喝・脅迫・威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合、またかつて同様な行為を行ったと認められる場合。
④本契約に違反された場合

上記の婚礼宴会規約を確認の上、申込みます
　　年　　月　　日

お申込者署名　　ご新郎　　ご新婦

2024年3月改訂